

# 市県民税の申告は 郵送または市役所受付会場へ

新型コロナウイルス  
感染拡大防止のため、  
郵送での申告に  
ご協力ください！

会場	受付期間（土・日曜日を除く）	受付時間
市役所5階 大会議室	<b>2月16日(火)～3月15日(月)</b> ※3月7日(日)は受け付けます	午前9時～午後4時

※税理士事務所による無料税務相談は中止となります

## 申告が必要な方

- ①収入が給与所得のみ（アルバイト・パート賃金収入も含む）で、勤務先から給与支払報告書（市への申告書）が未提出の方
  - ②給与所得以外の所得（雑・不動産など）がある方
  - ③医療費控除など、年末調整で提出できなかった各種控除を受けようとする方
  - ④所得がなかった方で、保育所入所、児童手当・保育料等補助金などの受給、市営住宅の家賃・国民健康保険税の額などの決定を受ける方および各種税証明を必要とする方
  - ⑤税法上の扶養親族になっている方で、扶養者が住民票上、別世帯の方
- ※西川口税務署に確定申告をした方は、市県民税の申告は不要です。西川口税務署以外の税務署に確定申告書を提出した方は、税務課までご連絡ください

## 申告に必要なもの

- 収入の分かる書類  
例：給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票など
  - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書
  - 本人確認書類【マイナンバーカード、または通知カード+顔写真入り身分証明書（運転免許証など）】
  - 印鑑（シャチハタ不可）
  - 障害がある方は障害者手帳など
  - 学生は学生証（写し可）など
  - 確定申告で還付を受ける方は申告者名義の口座番号などが分かるもの（通帳など）
- 事業所得や不動産所得のある方  
○収入や経費が分かる帳簿類と領収書（所得税の確定申告が不要な方のみ）
  - ふるさと納税などの寄附をした方  
○寄附先から発行される領収書、受領証明書など（申告書を提出した場合、ワンストップ特例が適用できないため、申告書への寄附金額などの記載・書類の添付が必要です）
  - 医療費控除を受ける方  
平成29年度の税制改正により、領収書の添付が不要になり、医療費控除の明細書の添付が必須となりましたので、ご注意ください。
  - 医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制を受ける方は、健康・予防への一定の取り組みの証明書類）

## 市県民税申告書の発送

令和2年度市県民税申告書を提出した方などに対し、令和3年度の市県民税申告書を2月上旬に郵送します。勤務先から給与支払報告書が提出された方でも、行き違いなどで郵送されることがありますので、ご了承ください。  
市県民税の申告が必要な方で、市から申告書が届いていない方は、お問い合わせください。

## 郵送による申告受付

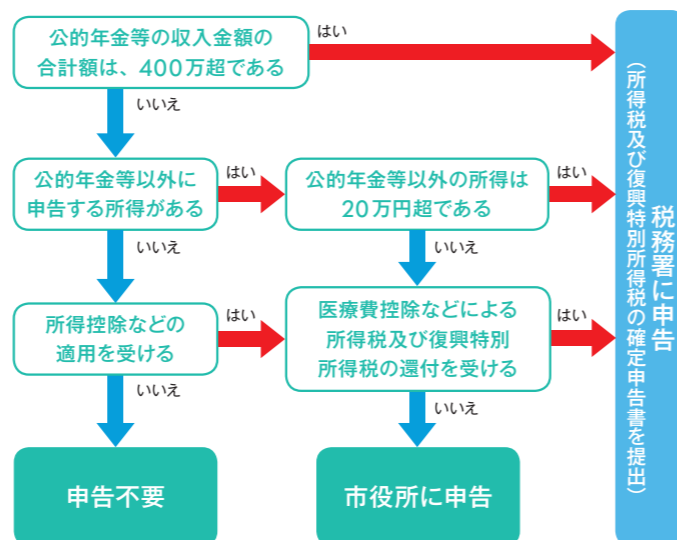
市県民税申告書を郵送で提出する方は、「申告の手引き」を参照の上、申告書を作成し、同封の返信用封筒で、3月15日（月）までに市役所へ郵送してください。

### 問い合わせ 税務課（内線249）

会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告の内容によっては、SKIPシティ（産業技術総合センター）での確定申告をご案内する場合があります。

## 公的年金等の申告

以下を参照の上、税務署または市役所に申告してください。



※上場株式等に係る繰越控除など、確定申告書等の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

# 所得税及び 復興特別所得税の確定申告

## 国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、税務署の確定申告会場に出向かなくても、パソコンやスマホからいつでも確定申告書が作成できます。

作成した申告書は、「e-Taxで送信」または「書面で印刷して郵送」のいずれかの方法で提出可能です。

e-Taxには、①マイナンバーカードに加えて、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマホを使用する方法と、②事前に税務署で手続きを行い取得したID・パスワードを使用する方法があります。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



申告書の作成はこちらから！



## 確定申告会場などのご案内

所得税・消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

今回は、申告会場の混雑緩和を図るため、**時間帯を指定した入場整理券を配付します。**

LINEを通じた事前発行も可能です。入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることもありますので、ご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日（月）以前でも受け付けます。

●申告会場など [納税申告の受付は2月16日（火）からとなります]

期間	申告会場	相談受付
1月20日(水)～2月10日(水)	西川口税務署別館	午前8時半～午後4時
2月12日(金)～3月15日(月) ※SKIPシティ会場開設期間中は、税務署庁舎で申告相談を行っておりません	SKIPシティ（産業技術総合センター）1階多目的ホール	午前9時～午後4時

### 交通アクセス

JR京浜東北線：川口駅➡（バス）東口7～9番乗場、「川口市立高校」下車  
JR京浜東北線：西川口駅➡（バス）東口5番乗場、「川口市立高校」下車  
※駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください

問い合わせ  
西川口税務署  
048-253-4061  
川口市西川口4-6-18

※土、日および祝日を除く。2月21日（日）、28日（日）は開場します

※SKIPシティへのお問い合わせはご遠慮ください

※SKIPシティ会場では現金などの納付は取り扱っておりません

## 新型コロナウイルス感染症に関する対策について

- 会場内の混雑を避けるため、待合席数の制限をする場合があります
- 来場の際は、マスクの着用、会場での検温・消毒にご協力ください
- 咳・発熱などの症状のある方、体調不良の方は入場をお断りする場合があります
- 申告に必要な書類が不明な場合は事前に電話で確認し、書類を揃えて来場してください
- 会場によって案内方法が異なりますので、ホームページなどをご覧ください